

(3) 中長期的な維持・更新に必要な経費の見込み

① 事業用資産（建物）

「Ⅰ 事後保全型」の試算

一般的に、30年～40年が設備の耐用年数であることから、概ねこのタイミング（築35年）で建て替えると想定して、現在保有している建物の更新費用を試算すると、次ページ左のグラフのとおり、今後30年間で約1兆6,500億円となります。年平均550億円の費用が必要となりますが、近年の本県の建物整備予算の規模260億円（※5）は、その47%にとどまります。

「Ⅱ 予防保全型」の試算

建物の長寿命化を図る場合、具体的には、予防保全型の維持管理を実施し、築35年で大規模改修を実施した上で65年間使用すると想定して、現在保有している建物の更新費用を試算すると、次ページ右のグラフのとおり、今後30年間で約1兆1,500億円となります。「Ⅰ 事後保全型」に比べ、30年間で5,000億円少なくなり、財政負担が軽減・平準化されます。

しかしながら、事後保全型から予防保全型の維持管理に切り替えたとしても、年平均383億円の費用が必要となり、近年の本県の建物整備予算の規模260億円はその68%にとどまることから、さらなるコスト縮減策を講じていく必要があります。

※5 普通建設事業費の最近5年の平均2,144億円のうち、建物系に分類される額

将来の維持・更新に係る費用の試算について

次ページのグラフは、以下の条件による試算です。なお、条件設定については、「平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、財団法人建築保全センター編）を参考にしています。

① 対象とする建物及び面積

事業用資産であるすべての建物について、固定資産台帳上の延床面積をそのまま維持・更新する。

② 更新等の実施時期

「Ⅰ 事後保全型」では、すべての建物を築35年で建て替える。

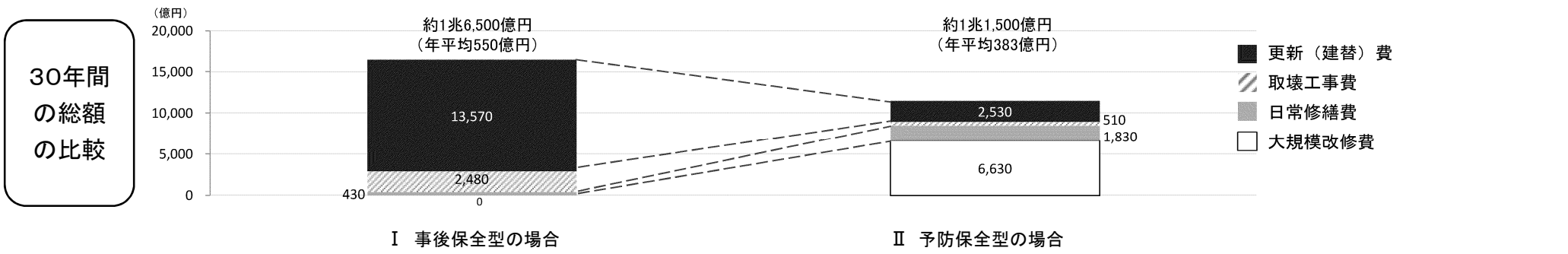
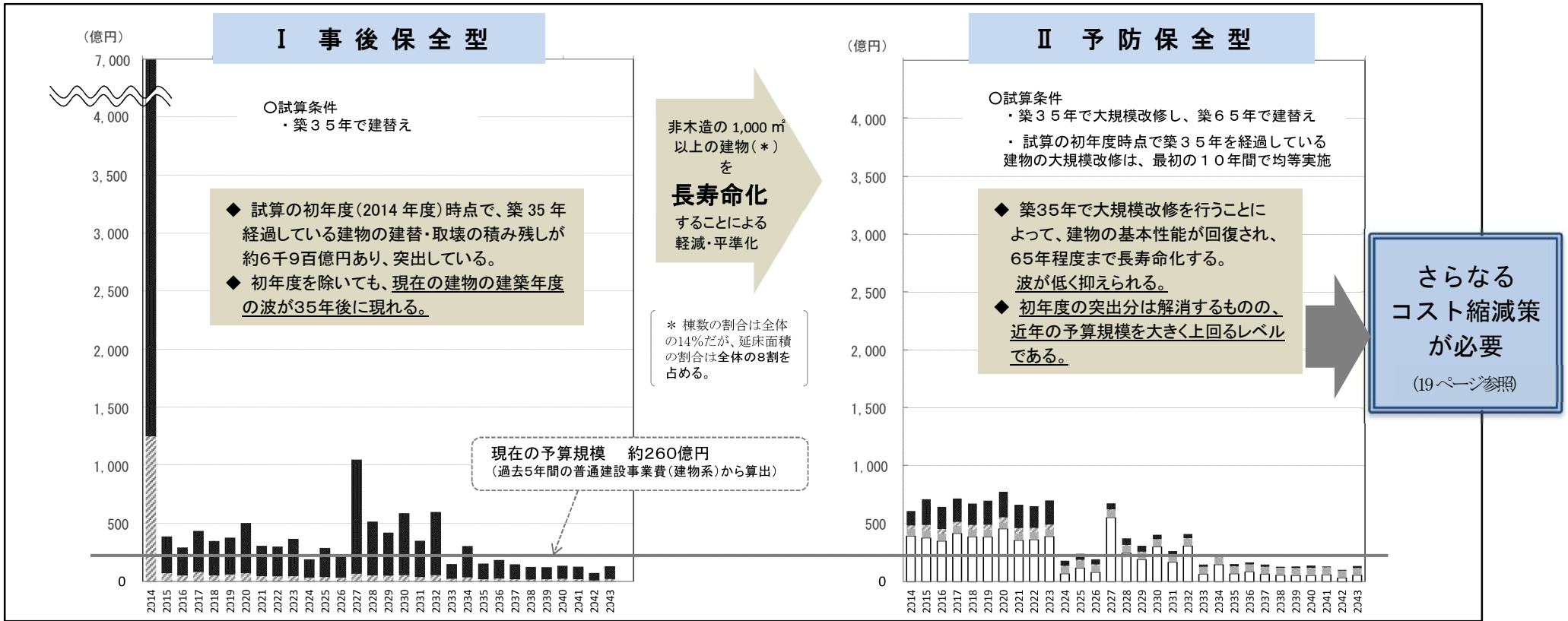
「Ⅱ 予防保全型」では、非木造の延床面積 1,000 m²以上の建物は、築35年で大規模改修を行い、築65年で建て替える。ただし、既に築35年経過している建物の大規模改修については、最初の10年間で均等実施する。その他の建物は、長寿命化対象外として築35年で建て替える。

（理由：設備類（空調・電気・配管等）の寿命が概ね35年程度、躯体の寿命が概ね65年程度と想定したため。）

③ 計上する費用

更新（建替）費は建築初期費用（再調達価額ベース）を、取壊工事費は近年の予算額等を参考に 32,000 円/m²を、大規模改修費は「建築初期費用×60%」を、日常修繕費は「毎年度、建築初期費用×A%」を、それぞれ計上する。Aの数値は、「Ⅰ 事後保全型」ではすべての建物について 0.1（大規模な修繕や取替えはしないと想定）、「Ⅱ 予防保全型」では主に予防的補修を行うためⅠの場合より高く、庁舎系：0.7、学校・住宅：0.4とする。

事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算について



注意:このグラフは固定資産台帳のデータを基に、今後必要となる費用の概ねの規模を試算したものです。実際に今後必要となる費用は、この金額に合致するわけではありません。また、2013年度の基礎データを基に試算したものであり、グラフ中、2014年度の額は、実績値(実際の予算額や支出額)ではなく、今回実施した試算方法のもとで算出した推計値です。

② インフラ資産（工作物及び建物）

「Ⅰ 事後保全型」の試算

事後保全型による取組で今後30年間に必要となる維持管理・更新費用を試算すると、15ページの左のグラフのとおり、約2兆6,700億円（年平均890億円）となります。

「Ⅱ 予防保全型」の試算

計画的な維持管理・更新を実施することにより施設の長寿命化を図る予防保全型の取組に移行した場合、15ページの右のグラフのとおり、約2兆1,300億円（年平均710億円）となります。この額は、「Ⅰ 事後保全型」に比べ、30年で約5,400億円（年平均180億円）少なくなり、財政負担が軽減されます。

これに対し、維持管理・更新に係る現在の予算規模は年間約460億円であるため、予防保全型の維持管理に切り替えたとしても、今後の必要額は現在の予算規模を上回る結果となっています。

今回の試算では、更新費を一定の耐用年数が経過した時点で同等施設を造りなおすと仮定して推計していますが、今後は、各分野で点検・診断の対象を広げて正確な現場の状態、健全度を反映した、より精度の高い推計をするとともに、さらなるコスト削減策を講じていく必要があります。

将来の維持管理・更新に係る費用の試算について

15ページのグラフは、以下の条件による試算です。

1. 試算対象と費用の定義

| | |
|-------|---|
| 試算の対象 | 空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、道路交通法上の工作物 |
| 維持管理費 | 施設を造り替えることなく、使用限界(更新限界)以上の機能を維持するのに必要な費用(除草、清掃、日常点検費、運転操作費、緊急修繕費、維持浚渫費 等) |
| 更新費 | 設備更新や施設を造り替えることで新設時の機能を再構築するのに必要な費用 |
| 予防保全費 | 維持管理費のうち、長寿命化計画に位置付けられた修繕や部品交換の費用、及び長寿命化に資する費用(点検費、修繕・補修費等) |

2. 試算方法

| | |
|--------|---|
| 試算の考え方 | 固定資産台帳をもとに各分野の施設毎に維持管理費、更新費、予防保全費を試算 【Ⅱ 予防保全型】の試算においては、策定済の長寿命化計画等を反映させて将来費用や更新時期を設定(※1) |
| 維持管理費 | 過年度の実績等に基づき年間費用を設定し、【Ⅰ 事後保全型】、【Ⅱ 予防保全型】ともに同一額を計上 |
| 更新費 | 固定資産台帳に登録されている「取得年」を基点とし、施設ごとに設定した「耐用年数」を経過した年度に、同等の機能で更新するものとして「再調達価額」を計上。【Ⅰ 事後保全型】【Ⅱ 予防保全型】のそれぞれで耐用年数を設定(※2) |
| 予防保全費 | <p>【Ⅱ 予防保全型】のみ費用計上</p> <p>○長寿命化のために必要な点検費 実績等に基づき年間費用を設定し、毎年一定額を計上</p> <p>○長寿命化対策費(補修費) 予防保全を導入する施設に対し、実績等に基づき年間費用を設定、もしくは長寿命化のために必要な「補修工法」「単価」を設定して「補修サイクル(周期)」で除した値を年間費用として計上</p> |

※1 長寿命化計画等の反映

○ 試算結果の反映

長寿命化計画を策定済みの施設で、点検結果に基づき30年間程度の中長期コストを試算している場合は、その試算結果を反映

【対象施設】 橋梁、公園施設、漁港施設(係留施設等の補助対象施設)

○ 試算条件の活用

長寿命化計画等に基づき補修単価や更新周期等の試算条件を設定し、固定資産台帳をもとに試算

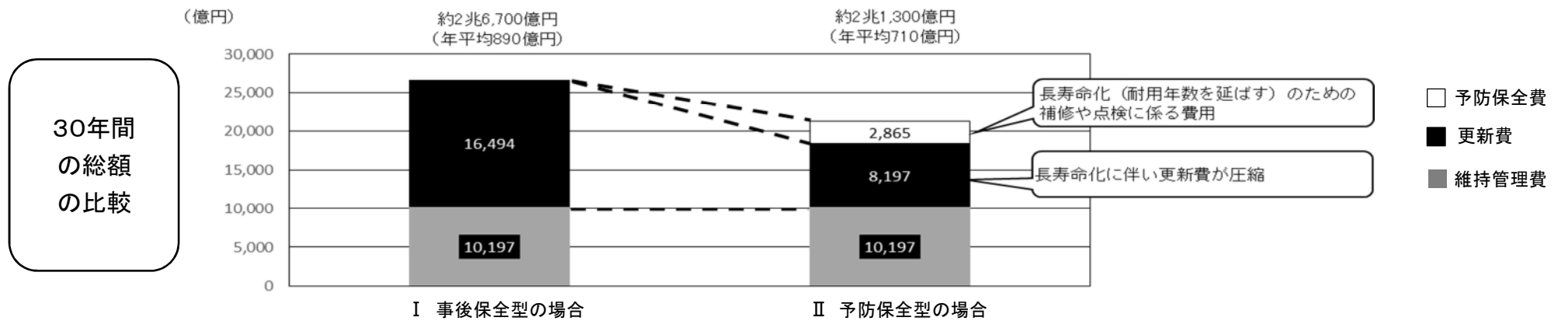
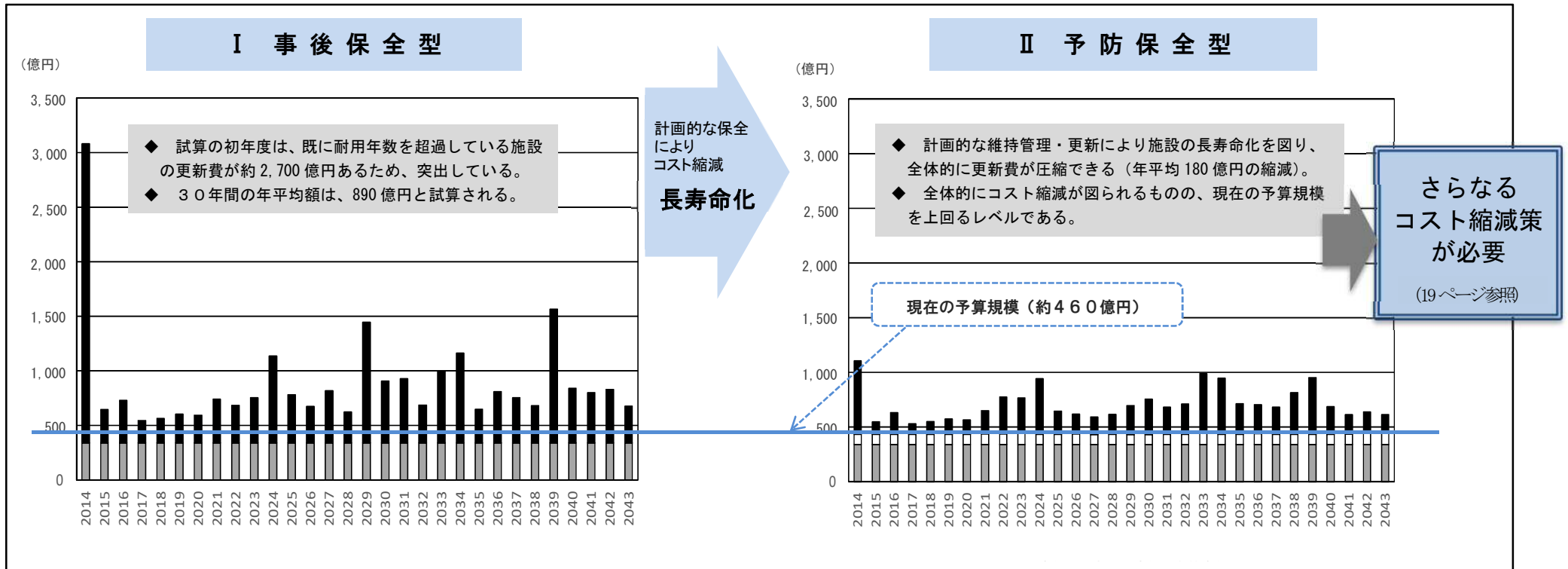
【対象施設】 河川施設(水門、排水機場)、下水道施設(ポンプ設備等)

※2 耐用年数の考え方

【Ⅰ 事後保全型】 法令の耐用年数や実績、国の考え方等に基づき設定

【Ⅱ 予防保全型】 予防保全を導入する施設に対して国の考え方等に基づき設定

インフラ資産（工作物及び建物）の維持・更新費用の試算について



注意:このグラフは固定資産台帳のデータを基に、今後必要となる費用の概ねの規模を試算したものです。実際に今後必要となる費用は、この金額に合致するわけではありません。また、2013年度の基礎データを基に試算したものであり、グラフ中、2014年度の額は、実績値(実際の予算額や支出額)ではなく、今回実施した試算方法のもとで算出した推計値です。

(4) これまでの取組状況

本県ではこれまで、建物の耐震改修、インフラの点検・補修・修繕、橋梁等の長寿命化計画の策定等、安全・安心の確保のために様々な取組を進めてきました。また、厳しい財政状況を踏まえ、公の施設の廃止や庁舎の集約化、施設整備への民間資金等の活用（PPP/PFI）を進めてきたほか、資産マネジメント推進のため、新公会計制度の導入を機に固定資産台帳を整備し、資産状況の一元的把握等に努めてきました。（※6）

| | 取組内容 | 主な実績 |
|----------|-------------------|---|
| 安全・安心の確保 | 建物の耐震改修 | 「あいち地震対策アクションプラン」等に基づき、耐震性が低い建物の耐震改修を実施中。平成26年9月末現在の耐震化率は85% （耐震化率＝耐震性能がある棟数／対象棟数＝1,786棟／2,112棟 対象棟は、昭和56年以前に建築された建物（旧耐震基準建築物）で次の条件に該当するもの 【学校】床面積200㎡以上の校舎・体育館等、【県営住宅】全ての県営住宅、【庁舎等】非木造で床面積200㎡以上の多数の者が利用する建物 等） |
| | インフラの点検・補修・修繕 | 【橋梁】平成19年度から全管理橋梁（3,984橋）を対象に定期点検（5年サイクル）を実施し、一巡目が完了。引き続き、二巡目の点検及び損傷箇所の修繕を実施中 【トンネル】25年度に全箇所の点検を完了 【堤防】毎年度、出水期前に総点検を実施し、必要に応じて補修 【海岸】10年ごとに大規模点検を実施し、必要に応じて補修 |
| | 長寿命化計画策定 | 県営住宅、橋梁、下水道、公園、河川（排水機場）、港湾施設、漁港施設について策定済み（一部策定中） |
| 総量適正化 | 公の施設の廃止 | 累次の行革大綱により、必要性のなくなった（低くなった）施設を廃止 【公の施設】平成11年度～平成25年度に91施設を廃止 |
| | 庁舎等の集約化 | 県有施設利活用・保守管理プログラムにより、余裕スペースがある複数の庁舎を集約化 34施設を対象に利用調整を図り、15施設を廃止し19施設に集約（※7） |
| その他 | 民間資金等の活用（PPP/PFI） | 公の施設の整備・運営業務にPFI手法を導入（浄水場排水処理業務（平成18年度～）、森林公園ゴルフ場（平成19年度～）、産業労働センター（平成21年度～）） |
| | 固定資産台帳の整備 | 県有資産の固定資産台帳を整備（平成25年12月）し、資産状況を一元的に把握 |

※6 これまでの取組についての詳細は、参考資料1～4に掲載しています。

※7 参考資料4のとおり、県有施設利活用・保守管理プログラムは、全庁的な視点に立って効用の低い建物を処分し効用の高い建物に集約して維持保全コストの最小化を図る、という考え方を実践したものであり、この県有施設利活用最適化に係る基本的方向性を取りまとめる上での先導的取組です。

(5) 課題に対する認識

今後、施設の高齢化（老朽化）が急速に進むことが懸念される中、県民生活や経済活動を継続的に支えていくためには、財政が厳しい状況にあっても、必要な施設を適切かつ効率的に維持し、施設の安全・安心を確保することが一段と重要な課題になります。

① さらなる安全・安心の確保

本県では施設の耐震化や点検等によって当面の安全・安心は確保しているところですが、国土強靱化の推進の観点も踏まえ、今後、安全・安心の確保をより確実なものにしていくことが課題です。例えば、建物の耐震改修については構造体を優先して実施してきたため、吊り天井の落下防止対策など非構造部材の安全対策はこれから本格的に対応していくべき分野です。また、長寿命化計画が未策定の分野においては速やかに計画を策定し、計画的な点検・修繕等のサイクルを確立することにより、安全・安心の確保の仕組みを構築することが必要です。

② 計画的・効率的な維持管理等

将来的な人口減少・人口構造の変化などの社会環境を考えると、財政状況の大幅な好転は期待できず、施設の維持管理・更新に充てられる予算は極めて厳しい状況が続くと見込まれます。したがって、今後は、より計画性・効率性を重視した取組を行っていく必要があります。既に長寿命化計画を策定済みの分野については、適宜、計画の内容を精査するとともに、計画が未策定の分野においては速やかに計画を策定し、計画的・効率的な維持管理を推進する必要があります。

③ 施設総量の適正化

施設総量の適正化については、前ページに示したように、累次の行革大綱及び県有施設利活用・保守管理プログラムに基づく取組により一定の成果を上げてきました。現時点では、公の施設の廃止や庁舎の余剰スペース解消について一定の目処が立ったため、今後は、維持すると決めた施設を適切に維持管理することに重点を移していく必要があります。

また、将来的な人口減少・人口構造の変化は、中長期的には施設に対する需要の変化（低下）をもたらすことも予想されるため、将来的な施設のあり方、行政サービスの提供と施設の関係性・必要性等について、長期的・総合的な観点から検討を進めることが必要となります。

3 施設の適正管理に関する方針等

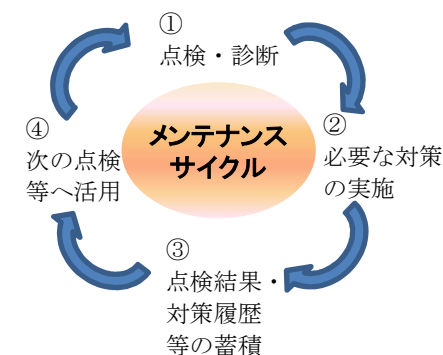
(1) 基本的な方針・方策

「安全・安心の確保を最優先」と「維持・更新に係る経費の軽減・平準化」を基本方針とし、この方針のもとで以下の3つの方策を推進します。

◆方策1 メンテナンスサイクルの構築

施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、という**メンテナンスサイクルの構築**を推進します。

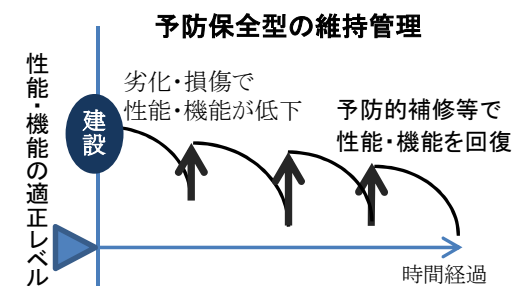
これにより、施設の安全・安心を持続的に確保するとともに、効果的・効率的な維持管理を目指します。



◆方策2 予防保全型の維持管理の導入

施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して、故障（異常）が発生する前に補修・修繕等を実施することで性能・機能の保持・回復を図る**予防保全型の維持管理の導入**を推進します。

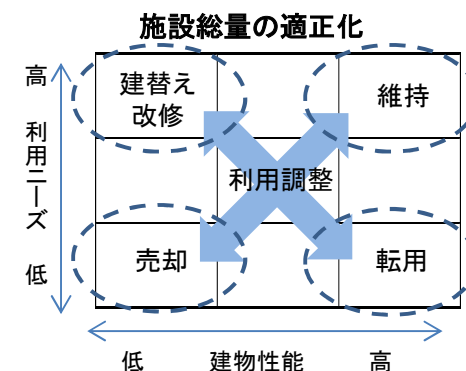
これにより、施設の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を図り、維持・更新に係る経費の軽減・平準化を目指します。



◆方策3 施設総量の適正化

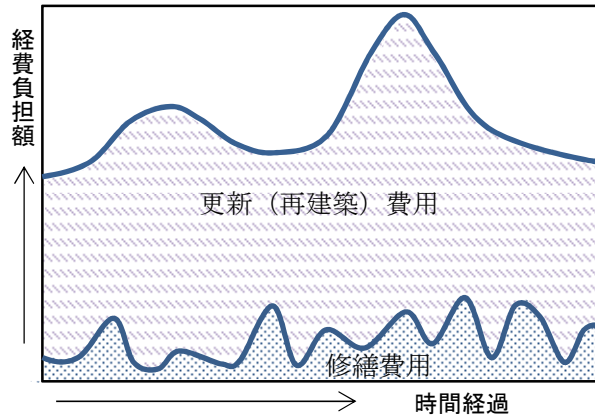
施設の必要性や利用状況を常に検証し、効用の低い施設や余剰スペースについては利用調整や処分を行い、適正な施設総量を保ちます。

これにより、施設の維持・更新に係る経費の軽減を目指します。



参考 維持・更新に係る経費の軽減・平準化のイメージ

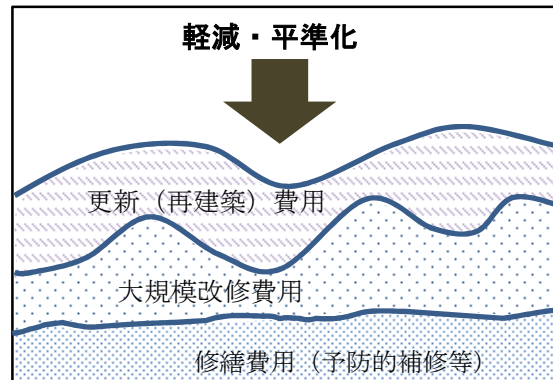
①事後保全型の維持管理



事後保全型の維持管理は、異常や故障が発生した時に初めて修繕を実施するため、施設運営に支障が生じ行政サービスの低下につながる可能性があります。結果的に修繕経費の無駄が生じることもであるとされます。

本県では現在までのところ、建物全般及び一部のインフラ施設について、事後保全型の維持管理を行っています。

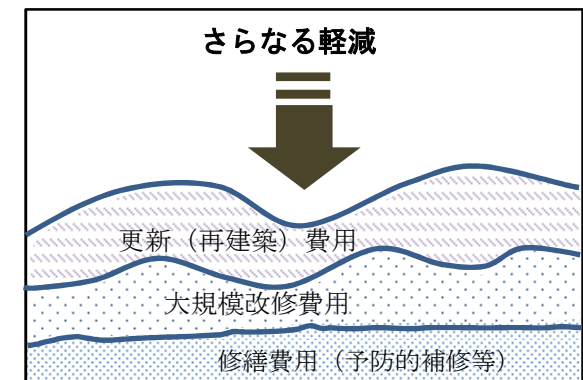
②予防保全型の維持管理



これに対して、予防保全型の維持管理は、劣化や損傷が軽微な段階（故障や異常が発生する前）での予防的な補修・修繕や、適切なタイミングでの大規模改修等を実施することで、性能・機能の保持・回復を図ることができます。

このため、施設を長期間良好な状態で使用することができ、結果的にライフサイクルコストの軽減や修繕費用の平準化につながることを期待されます。

③ ②+さらなる軽減



さらに、施設総量の適正化や、民間資金等の活用（PPP/PFI）、新技術・新材料の導入等により経費を一層軽減することが可能となります。

本県ではこれまでも産業労働センターの建設等において PFI による施設整備の事例がありますが、今後も施設の更新時などには民間資金等の活用（PPP/PFI）等を積極的に検討し、経費の軽減に努めていく必要があります。

(注) 上記イメージの①→②→③は、主に建物を対象としたイメージです。インフラについては、既に長寿命化修繕計画等を策定し、②を実施している分野もあります。

(2) 具体的な取組方針

(1) を受けて、また、施設の維持管理の現場等における様々な問題意識も踏まえつつ、今後は従来実施してきた取組に加えて、①～⑦の各項目について以下の取組方針により対応していきます。

① 点検・診断等の実施方針

ア 施設管理者の知識・技術の向上

施設管理者向けの技術研修を実施するとともに、技術的アドバイスが実施できる体制を整備します。また、これらの対応状況等を整理して全庁的に情報共有することにより、施設管理者の知識・技術の向上を図ります。

イ 基準類の整備

整備済みの基準類の見直しも含め、施設の特性を踏まえた点検・診断の基準を整備し、施設の健全性を適切に把握する仕組みを構築します。特に、点検が困難な箇所については状態監視の方法を検討し、健全性の把握に努めます。

ウ 定期点検の実施

点検基準に従い、施設管理者（必要に応じて技術部門）による定期的な点検をこれまでどおり確実に実施していきます。

エ 点検結果の収集・蓄積・活用

これまでのところ、点検結果や対策履歴等を次の点検や修繕に十分活用できていないため、点検・診断の結果等の情報を適切に管理する仕組みや、必要に応じて集約・分析・活用できる仕組みを構築し、より効果的・効率的な維持管理につなげます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

ア 予防保全の実施

これまでは事後保全を基本としてきましたが、事後保全は、施設運営に支障が生じ行政サービスの低下につながる可能性があり、結果的に修繕経費の無駄が生じることもであるとされます。そこで、日常の維持管理に当たっては、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施するなど、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復を図ります。

イ 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定

場当たりの補修を重ねると結果的に非効率・不経済になってしまうため、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）（※8）を策定し、計画的な維持保全を推進します。計画の策定及び実施に当たっては、施設特性を考慮の上、重要性・緊急性等を判断して対策の優先度や実施時期を決めるとともに、施設のライフサイクルコストが最小となるよう様々な材料・工法等を比較して最適な方法を選択した上で、修繕等による効果を検証して継続的に計画を見直していきます。

※8 「インフラ長寿命化基本計画」では、各インフラの管理者の役割として、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することが明記されました。計画策定に当たっては、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的な単位毎に計画を策定することとされ、個別施設計画に記載すべき事項は基本的に次の6項目とされています。①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

なお、個別施設計画の策定期限は、「インフラ長寿命化基本計画」のロードマップによれば2020年（平成32年）頃とされています。

ウ ニーズ変化への対応

施設の更新等の機会には、施設に対するニーズ変化を踏まえ、質的向上・機能転換・用途変更・複合化・集約化・廃止を検討します。

エ 多様な主体との連携

施設の改修・更新に当たっては、これまでもPFIによる産業労働センターの整備等の事例がありますが、今後も積極的に民間資金等の活用（PPP/PFI）を検討し、できる限り財政負担を軽減します。また、同種の市町村事業との一括発注による効率化の検討や、施設特性に応じて維持管理への住民参加の検討など、多様な主体との協働の推進及び財政負担の軽減を目指します。加えて、大学の研究室や地域の建設業者等との共同研修を行うなど、地域全体での技術力の確保・向上に努めます。

③ 安全確保の実施方針

ア 同種・類似リスクへの対応

点検等により施設の危険箇所が発見された場合は、同種の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。

イ 建物の非構造部材の安全対策

建物の非構造部材（外壁、ガラス、吊り天井等）の安全対策については、一部の大規模施設は実施済みですが、施設全体を対象とした計画的な対策は未実施となっています。これまでは、構造体の耐震改修を優先的に実施してきましたが、今後は、非構

造部材の安全対策についても進めていきます。対策実施に当たっては、大規模改修に併せて行うなど効率的に行います。

ウ 利用見込みのない施設の除却

防犯・防災・事故防止等の観点から、利用見込みのない（必要性が認められない）施設の除却をできる限り推進していきます。

④ 耐震化の実施方針

ア 耐震改修の推進

これまで着実に実施してきた「あいち地震対策アクションプラン」(※9)等に基づく耐震改修を、引き続き計画的に進めます。

イ BCP（業務継続計画）対策の強化

災害発生時においても県として必要な業務を継続する必要があることから、災害拠点施設等の機能維持のための耐震対応を推進します。

※9 「第3次あいち地震対策アクションプラン」(平成26年12月策定)のアクション項目として、県有施設の耐震化や非構造部材の耐震対策の推進等（上記③イ及び④ア・イに該当する項目）が盛り込まれています。

⑤ 長寿命化の実施方針

ア 予防保全の実施【再掲】

施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認または予測して予防的補修を実施するなど、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復を図ります。

イ 建物の大規模改修の実施

全庁的な観点から長寿命化する施設を絞り込み、施設の特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施します。

大規模改修の実施に当たっては、改修後の使用予定期間等を考慮してライフサイクルコストが最小となるよう、様々な改修内容・工法等を比較し最適な方法で実施します。なお、大規模改修が技術的に困難な場合や経済合理性が低いと判断される場合は、更新（建替え）も検討します。

また、すべての県民が施設を円滑に利用できるように、ユニバーサルデザインについて取組を進めます。

⑥ 施設総量の適正化の推進方針

ア 余剰施設の集約の推進

県有施設利活用・保守管理プログラムにより決定している施設の集約を確実に実施し、施設総量の適正化を図ります。

イ 将来的な施設の必要性・集約化の検討

必要な施設は適切に維持管理するとともに、将来的な社会構造の変化やそれに伴う行政ニーズの変化を踏まえて、施設規模の見直し（総延床面積の適正化等）や機能の統合化・集約化・廃止を検討します。また、その際には、民間資金等の活用（PPP／PFI）等、多様な主体との連携も視野に入れた検討を行います。

ウ 広域的な視野での検討

本県では県有施設利活用・保守管理プログラムにより市庁舎との共同利用（ワンフロア化）等を行った事例がありますが、今後もこの取組をさらに広げ、国・市町村との連携も含め、広域的な視野で地域の国公有財産の最適利用に向けた検討（※10）を行います。

※10 地域の国公有財産の最適利用については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。」と明記されました。また、地方公共団体は公共施設等総合管理計画の策定に当たって、この閣議決定等を踏まえ国と連携した国公有財産の最適利用についても検討するよう、総務省から平成26年8月に通知（技術的な助言）がなされています。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

ア 部局横断的組織の構築

施設に関する情報を共有し、全庁的な観点から施設の利活用を総合調整するため、部局横断的推進体制を整備します。

イ 管財部門と技術部門との協力体制強化

管財部門と技術（建築）部門との協力体制を強化し、施設管理者への支援を充実します。

ウ 管財部門と財政部門との連携強化

管財部門と財政部門との情報交換を密にして連携を強化し、財政負担の軽減・平準化を図り必要な予算確保に努めます。

エ 施設管理者の知識・技術の向上【再掲】

施設管理者向けの技術研修を実施するとともに、技術的アドバイスが実施できる体制を整備します。また、これらの対応状況等を整理して全庁的に情報共有することにより、施設管理者の知識・技術の向上を図ります。

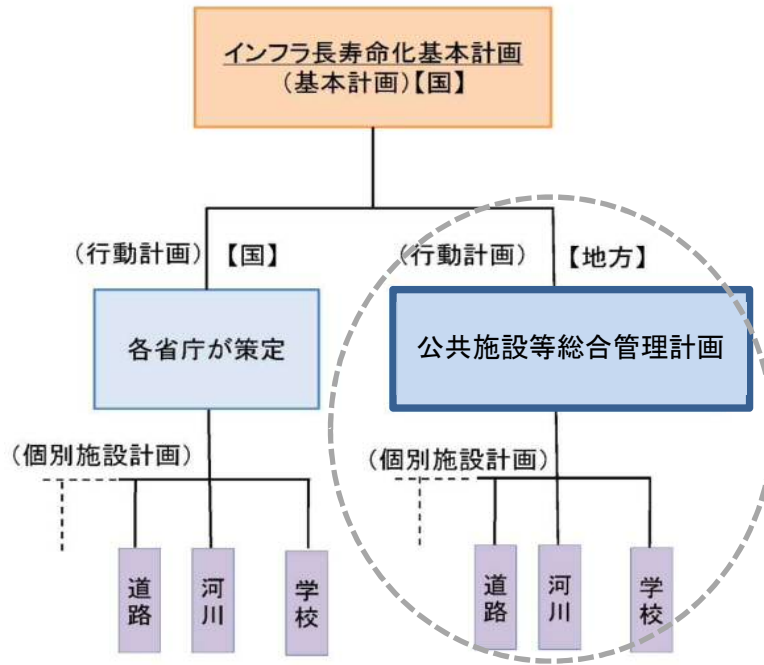
(3) 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定方針

前述の具体的な取組方針②イに基づき、個別施設計画を以下の16の類型別に策定します。策定に当たっては、「インフラ長寿命化基本計画」において示された記載すべき事項や、各省庁の技術的助言等を踏まえた内容とします。なお、既に計画を策定している分野（※11）においては、計画改定時に、不足している項目を盛り込むなど必要な見直しを行います。

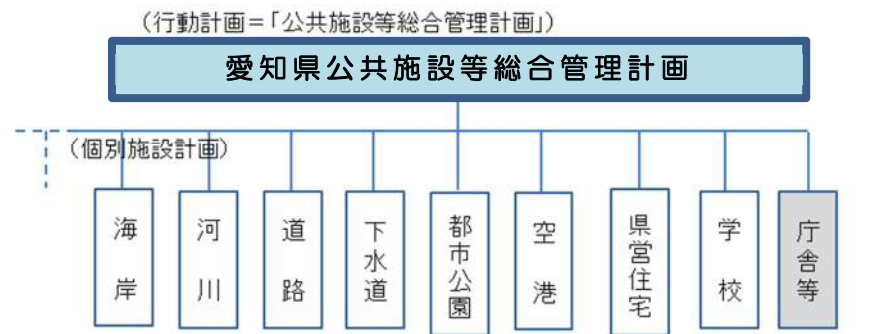
| 類型 | 策定担当課室（平成31年度の本庁組織の再編後） |
|------------|--------------------------------|
| 庁舎等 | 総務局財務部財産管理課 |
| 学校 | 教育委員会事務局管理部財務施設課 |
| 県営住宅 | 建築局公共建築部公営住宅課 |
| 空港 | 建設局航空対策課 |
| 都市公園 | 都市整備局都市基盤部公園緑地課 |
| 下水道 | 建設局下水道課 |
| 道路 | 建設局道路維持課 |
| 河川 | 建設局河川課、農林基盤局農地部農地計画課 |
| 海岸 | 建設局河川課・港湾課、農林基盤局農地部農地計画課・農地整備課 |
| 砂防 | 建設局砂防課 |
| 港湾 | 建設局港湾課 |
| 漁港 | 建設局港湾課 |
| 道路交通法上の工作物 | 警察本部交通部交通規制課 |
| 水道 | 企業庁水道部水道事業課 |
| 工業用水道 | 企業庁水道部水道事業課 |
| 病院 | 病院事業庁経営課 |

※11 計画策定状況は、参考資料2に掲載しています。

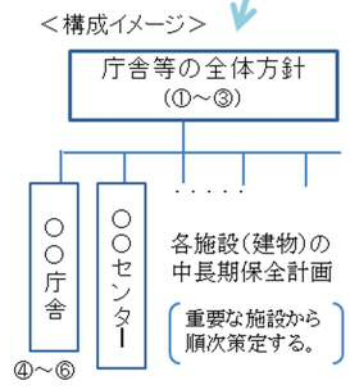
参考 県有施設利活用最適化に係る計画の体系イメージ



本県における計画体系図(予定)



- 【個別施設計画の記載事項】
- ①対象施設
 - ②計画期間
 - ③対策の優先順位の考え方
 - ④個別施設の状態等
 - ⑤対策内容と実施時期
 - ⑥対策費用
- ※構成としては、施設類型ごとに①～③をとりまとめ(=全体方針)、全体方針のもとに各施設(建物)の中長期保全計画(④～⑥に相当する内容)がぶら下がるイメージ


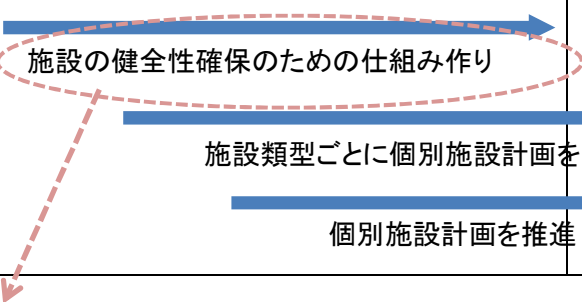





4 工程表

期間全体の目標 平成42年（2030年）3月31日までの間、施設の老朽化に起因する重大事故ゼロを継続すること。

当初5年間の目標 平成32年（2020年）3月31日までに施設の健全性（安全・安心）を確保するための仕組みを確立すること。

目標達成のため、以下のスケジュールにより取組を進めていきます。（※13）

| | 第一期（H27.4.1～H32.3.31） | 第二期（H32.4.1～H37.3.31） | 第三期（H37.4.1～H42.3.31） |
|--------------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 個別施設計画 策定済の分野 |  個別施設計画を推進（計画に基づき施設を維持管理し、長寿命化を推進。また、適宜、計画の見直しを実施） | | |
| 個別施設計画 未策定の分野 |     | | |

主な具体的実施事項（平成27年度から順次実施）

- 施設管理者向け技術研修の実施、アドバイスの体制整備
- 技術職員による建物の巡回点検の実施
- 点検基準等の整備・見直し、点検結果の収集・蓄積・活用の仕組みの検討
- 個別施設計画の策定に向けたマニュアル等の整備、モデル事業の実施
- 全庁的な推進会議の設置・運営、情報共有の推進
- 上記の他、引き続き耐震改修の計画的実施、非構造部材の耐震対策等の実施

※13 工程表は、公営企業の施設も対象としていますが、公営企業は独自に策定している経営計画に従った施設の維持管理・更新等（資産マネジメント）を行っています。そのため、経営状況の変化に伴い、工程を見直すことがあります。